

<p>資料</p> <p>第159回神戸市 環境影響評価審査会</p>	<p>No.</p> <p>4</p>
---	---------------------

阪神流通業務団地における土地利用区分

平成29年8月

神戸市環境局

1. 土地利用区分



〈凡例〉

	土地利用区分	トラックターミナル等
		倉庫
		卸商業団地
		公園・緑地
		公園・緑地
	流通業務地区界	
	流通業務団地界	

2. 流通業務団地内における制限

建築物の制限	施設／事項	建ぺい率	建物高さ
	トラックターミナル等	6/10	25m以下
	倉庫	6/10	25m以下
	卸商業団地	6/10	25m以下
	公益的施設	6/10	25m以下

※その他、外壁の後退距離や緑化率については、できるだけ現状の良好な環境維持に努める。

- 外壁の後退距離…既存の建物位置等を参考に同等以上の確保に努める。
- 緑化率…一般的な数値として20%の確保が望ましい。既存の植栽等の維持・育成に努める。